

武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年9月武蔵野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の一般的条件） 第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の一般的要件） 第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	字句の改正 字句の改正 字句の改正
（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等） 第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略）	（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等） 第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略）	字句の改正 字句の改正
（虐待等の禁止） 第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号	（虐待等の禁止） 第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号	字句の改正

に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで (略) (6) <u>乳児及び幼児の区分ごと</u>の利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用にあたっての留意事項 (8)から(11)まで (略) (秘密保持等) 第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こ	に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(5)まで (略) (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用にあたっての留意事項 (8)から(11)まで (略) (秘密保持等) 第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第21条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こ	字句の削除 字句の改正 字句の改正
--	--	--

も園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	も園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の規定による確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	
（準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 <u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、</u> <u>第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支</u>	（準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	字句の追加 後段の削除

<u>援事業を行う者」と読み替えるものとする。</u> (電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	(電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	字句の追加
---	--	--------------

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。